

## その他

### 混合組合（地域・職域両要素の混合した組合）

#### 前回までに委員から提案があった論点

- 職域生協と地域生協の混合組合を認めるべきではないか。

## 混合組合に係る検討会のご意見

### 【第2回検討会 服部参考人(トヨタ生活協同組合)ご意見】

2点目の区域関連につきまして2項目述べさせていただきます。まず1番目は、現行の生協法では、区分は職域あるいは地域の二者択一しかできないことになっております。生協法施行前に設立された幾つかの職域生協の中には、地域での事業を行っており、私どものケースでは発足当初の登記より職域と地域を併記しております。近年では中心市街地活性化に向けた取り組みも地元商業者とともに私どもは行っている状況であります。企業の病院が実態として地域開放されているように、生協も職域だけでなく、職域・地域混合型も選択できるようになってよいのではないかと考えております。

2番目の、母体企業の都道府県にまたがる事業展開と職域生協の対応について申し上げます。近年、母体企業が隣県や他県へ工場などを立地することが多くなってきております。それに伴い、多くの組合員が異動・転居となりますが、組合員からは工場内での食堂・売店だけでなく、本社地区と変わらない寮・社宅周辺での小型店舗サービスの要望もあります。地理的に近い隣県の場合は特に強く要望がございます。しかしながら、地域での購買事業を行いたくても現行法では難しい状況にあります。いずれにしても、職域・地域の区分と、地域が県域を越えられないという現行法について緩和措置をいただければと考えております。

### 【第4回検討会 品川委員ご意見】

それから、関連して、現在生協というのは地域か職域か、どちらかしかつけれないというふうになっております。昭和23年の配給制度を想定して、その受け皿ということで出発したことからそういう形になっているんですけど、地域生協が何らかの県域規制が残る場合は、職域生協とすぐ一緒にしてしまうというふうにはならないかと思いますが、地域生協と職域生協の混合組合ということは、職域生協が法律の5条ただし書きで、やむを得ない場合には県域制限を受けない扱いになっているのと同じように、混合組合についても5条の扱いを同じにすれば十分成り立ち得るのではないかと考えますし、ぜひ御検討いただけないかと思っております。

## 現行生協法における混合組合の取扱いについて

○ 大規模な職域生協では、当該職域の附近において店舗や共同購入などの事業を展開する場合があります、実態として地域、職域両方の要素を併せ持つ生協に発展することがあるが、生協法では、このような地域、職域両方の要素を持つ生協についても職域組合として設立可能であるとともに、併せて、都道府県の区域を越えることができることとなっている。

### 【単位生協の組合員資格】

職域生協については、一定の職域内に勤務する者を組合員とすることとされているが、例外として、職域の附近に住所を有し、その生協の施設を利用することが適当とするものも組合員とすることができることとなっている。

#### 消費生活協同組合法

##### (組合員の資格)

第14条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、法人は、組合員となることができない。

- 一 (略)
- 二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者の外、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

### 【職域生協の設立区域】

職域生協は、やむを得ない事情のある場合には、都道府県の区域を越えて設立することができることとなっている。

#### 消費生活協同組合法

##### (区域)

第5条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域により消費生活協同組合でやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下連合会という。)は、この限りでない。

## 地域組合員が過半数になっている職域組合の取扱い等について

○ 地域・職域組合の両要素を備える組合については、原則として組合員数の過半数によりこれを地域組合又は職域組合とすることとされているが、既存の職域組合のうち、地域組合員が過半数となっている組合は、職域である企業からの役職員の派遣や施設等についての便宜供与がなされている等特段の理由がある場合には、地域組合への変更を行う必要がないとされている。

○ このため、職域生協が当該職域の附近において店舗や共同購入などの事業を展開し、地域組合員が過半数となった場合においても、特段の理由がある場合には、職域組合として存続し、都道府県の区域を越えることができることとなっている。

### 消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について

(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

#### 2 組合の適正な運営の確保について

##### (4) 地域組合と職域組合の区分

地域職域両要素の混合した組合については、今後は原則として組合員数の過半数によりこれを地域組合又は職域組合とすること。

なお、既存の職域組合のうち、地域組合員が過半数となっている組合は、職域である企業からの役職員の派遣や施設等についての便宜供与がなされている等特段の理由のないかぎり、地域組合への変更を行うこと。

## その他

### 大学生協の組合員資格

#### 前回までに委員から提案があった論点

- 大学生協の学生は、大学という職域の近くに居住する者として組合員になっているが、本来の組合員として位置づけてはどうか。

## 大学生協の組合員資格について

### 生協の現状

○ 職域生協である大学生協において、学生が勤務する者とみなされず、「附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者」（法第14条第3項）として加入することとなっている。

### 対応案

○ 大学生協については、学生が「附近に住所を有する者」としてではなく加入できるよう、法令上明確に位置づけてはどうか。

「学生、生徒、児童を教師と並んで職域組合の組合員とする  
ことの可否について」（昭和27年8月26日、佐賀県知事あて厚  
生省社会局長通知）

学生、生徒、児童を法第14条第1項第2号の「一定の職域内  
に勤務する者」という観念で把握することは困難であり、学生、  
生徒、児童は教師と並んで職域組合の組合員となることはで  
きないものと解する。

ただし、学校の教職員が加入する職域組合に、学生生徒が  
法第14条第3項に基く組合員として、加入し、教職員、学生生  
徒を一体とする職域組合を結成することは可能である。

### 消費生活協同組合法

第14条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に  
掲げる者で定款で定める者とする。但し、法人は組合員となることが  
できない。

- 一 (略)
- 二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、  
第1項第2号に掲げる者の外、その附近に住所を有する者でその組合の  
施設を利用することを適当とする者を組合員とすることができる。